

**4月から
国民健康保険制度が
広域化されます**

国民健康保険制度（国保）は、病气やケガをしたときに安心してお医者さんにかかることができ、加入者の皆さんがお金を出し合い助け合う制度です。現在は、それぞれの市町ごとに単独で運営されていますが、年々増加傾向にある医療費などにより、各市町の国保財政の運営は厳しい状況となつています。

そこで、将来にわたり安心して医療が受けられる保険制度を守るため、平成30年度から、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町と共同で運営していく組織体制（広域化）へ変更することとなりました。

このことにより、加入者の皆さんが実施しなければならぬ手続きはありません。（4月1日以降の被保険者証更新時期に、これまで「町名」が記載された欄に「県名」が記載された被保険者証が町から送付されます。）

町では、従来どおり加入者の皆さんと身近な関係の中で、資格管理、保険給付、保険料率の決定、保険税の賦課・徴収、保健事業などのきめ細かな事業を担ってまいります。

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている皆さんへ

人間ドック(脳ドック)の助成制度が変わります

町では、下記の要件のすべてに該当する方を対象に、人間ドック等健診費用の一部を助成しています。4月1日より、助成額が下記のとおり変更となりますので、ご注意ください。

◀変更前▶ 健診費用額の7割を助成

↓
◀変更後▶ 人間ドック:2万円・脳ドック:2万円・人間ドックと脳ドックのセット:3万5千円を助成

—— 人間ドック(脳ドック)健診費用の助成を受けられる方は、次の要件を満たしている方です ——

【国民健康保険】

- 申請時、1年以上川根本町の国民健康保険に加入している方。
- 国民健康保険税の滞納がない世帯。
- 平成30年度中に国民健康保険特定健康診査を受けていない方。

【後期高齢者医療】

- 川根本町に住所を有する被保険者である方。
- 後期高齢者医療保険料の滞納がない方。
- 平成30年度中に他の医療保険制度により人間ドック等の助成を受けていない方。
- 平成30年度中に後期高齢者医療健康診査を受けていない方。

○契約医療機関

- JA静岡厚生連 静岡厚生病院 ☎054(272)1466
- 藤枝市立総合病院 ☎054(646)1117
- 藤枝平成記念病院 ☎054(646)6181
- 総合健診センターヘルスポート ☎054(636)6460
- 市立島田市民病院 ☎(35)1601
- 聖隷予防検診センター ☎053(439)1111
- 聖隷健康サポートセンターShizuoka ☎054(280)6211
- 西焼津健診センター ☎054(620)6085

○申し込みについて

ご自身で医療機関へ予約していただき、受診予定日・医療機関名・検査内容を記入した申請書を、**受診希望日の14日前までに**担当課まで提出してください。申請書を確認後、「受診証」を交付します。

○助成に関するご注意

- 国保特定健診・後期高齢健康診査を受診される（受診された）方は、人間ドックの助成を受けることができません。両方を受診された方は、人間ドックの助成金額を返還していただきますので、ご注意ください。
- 40歳～74歳の国保特定健診受診対象になる方は、人間ドック受診によって特定健診を受診したこととなります。人間ドック健診結果から特定保健指導対象者とされた方には、必要に応じて町から案内があることをご了承のうえ、お申し込み下さい。
- 受診の前に必ず申請書を担当課に提出し、受診証の交付を受けて下さい。受診後では助成を受けることはできませんのでご注意ください。

後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

この保険料率は都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直されます。平成30・31年度の新保険料率は、医療費の増加などを考慮して、次のとおり改定されました。

▼平成30・31年度の保険料率（年額）

区分	平成 28・29 年度	平成 30・31 年度
所得割率	7.85%	7.85%
均等割額	39,500 円	40,400 円

保険料 = (均等割額：40,400 円) + (所得割額：基礎控除後の総所得金額等 × 7.85%)

▼均等割保険料の軽減対象が拡大されます

均等割保険料の5割軽減・2割軽減について、低所得者層の負担軽減を図るため軽減対象が拡大となり、軽減判定所得基準額が引き上げられました。

均等割保険料の軽減対象所得基準額（世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計）

区分	旧（平成 29 年度）	新（平成 30 年度）
5 割軽減	33 万円 + 27 万円 × 被保険者数	33 万円 + 27 万 5 千円 × 被保険者数
2 割軽減	33 万円 + 49 万円 × 被保険者数	33 万円 + 50 万円 × 被保険者数

▼賦課限度額が引き上げられます

中間所得者層の負担軽減を図るために賦課限度額が引き上げられました。

区分	旧（平成 29 年度）	新（平成 30 年度～）
賦課限度額	57 万円	62 万円

▼収入別保険料額のモデルケース（単身世帯で、年金収入のみの場合）（年額）

年金収入額	平成 29 年度保険料 （適用される軽減）	平成30・31年度保険料 （適用される軽減）	上昇額
現役並み所得者 （383 万円）	209,600 円	210,500 円	900 円
月額 16.8 万円 （201 万円）	61,700 円 （所得割 2 割軽減） （均等割 2 割軽減）	70,000 円 （均等割 2 割軽減）	8,300 円
月額 15 万円 （180 万円）	36,700 円 （所得割 2 割軽減） （均等割 5 割軽減）	41,300 円 （均等割 5 割軽減）	4,600 円
基礎年金受給者 （80 万円以下）	3,900 円 （注）（均等割 9 割軽減）	4,000 円 （均等割 9 割軽減）	100 円

（注）年金収入額が 153 万円以下の人は、所得割保険料はかかりません。